二十七の十四の二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十五～二十七の十七　（略）

二十七の十七の二　認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

二十七の十八～二十　（略）

二十七の二十一　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ　（略）

ロ　野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十七の二十二～三十一　（略）

（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）

第十三条　法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第十二条第六号の三、第九号、第十七号、第二十二号の二、第二十二号の四、第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の規定によるものに限る。）、第二十六号、第二十六号の二の二、第二十七号の二、第二十七号の八から第二十七号の十まで、第二十七号の十の三から第二十七号の十四まで、第二十七号の十五、第二十七号の十六、第二十九号から第二十九号の十八まで又は第二十九号の二十九に掲げる行為

一の二　認定保護増殖事業等の実施のために巣箱、給餌台若しくは給水台等又はカメラを設置すること。

（新規）

二十七の十五～二十七の十七　（略）

（新規）

二十七の十八～二十　（略）

二十七の二十一　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ　（略）

ロ　野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十七の二十二～三十一　（略）

（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）

第十三条　法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　第十二条第六号の三、第九号、第十七号、第二十二号の二、第二十二号の四、第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の規定によるものに限る。）、第二十六号、第二十七号の八から第二十七号の十六まで、第二十九号から第二十九号の二十九に掲げる行為

（新規）

一の三　認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

二　（略）

二の二　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二の三　認定保護増殖事業等の実施のために木竹を植栽すること。

三～十の四　（略）

十の五　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ　（略）

ロ　野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十一～十四　（略）

十四の二　認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。

十五　国、地方公共団体又は次に掲げる者が、特定外来生物である木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

イ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条第二項の規定により主務大臣より認定を受けた者

ロ　特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものに限る。）に参加した者

十六　（略）

（新規）

二　（略）

（新規）

二の二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために木竹を植栽すること。

三～十の四　（略）

十の五　人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ　（略）

ロ　野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十一～十四　（略）

（新規）

十五　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

十六　（略）